

耐震改修工事による税制控除について

既存住宅の耐震改修を行った場合、所得税額の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。耐震改修補助申請の実績報告の提出と併せて別紙の申請書を提出していただければ、所得税と固定資産税の控除等の申告に必要な証明書を発行します。

所得税の特別控除

個人が、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に自ら居住する住宅の耐震改修を行った場合には、住宅耐震改修にかかる耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の250万円までを対象に10%相当額（上限25万円）、250万円を超えた金額から1000万円までを対象に5%相当額（上限37万5千円）をその年分の所得税額から控除することができます。詳細は最寄りの税務署へおたずねください。

■主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ③現行の耐震基準に適合しないものであること

■適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。

- ①住宅耐震特別控除額の計算明細書
- ②住宅耐震改修証明書
- ③家屋の登記事項証明書など、家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類
- ④住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）
- ⑤給与所得者の場合は、給与所得の源泉徴収票

固定資産税（家屋）の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税の税額を以下の通り減額します。詳細は市役所税務課資産税係へおたずねください。

■減額の内容

区分	減額期間	減税割合	対象床面積
通常の住宅	工事完了した年の翌年度からの1年度分	固定資産税額の2分の1	一戸当たり120㎡相当分まで
長期優良住宅として愛知県知事から認定を受けた住宅	工事完了した年の翌年度からの1年度分	固定資産税額の2分の1	一戸当たり120㎡相当分まで

※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、翌年度から2年間

■耐震改修の要件

現行の耐震基準の適合する耐震改修であり、耐震改修に要した費用が50万円超であること

■申告期限

耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内

■申告先

市役所1階 市役所税務課資産税係